

収入
印紙

印刷物請負契約書

香美市（以下「発注者」という。）と _____（以下「受注者」という。）とは、次の条項により印刷物（印刷製本を含む。）の請負契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
2 発注者受注者両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（印刷物の内容）

- 第2条 印刷物の内容は、次のとおりとする。
- | | |
|----|--------------|
| 品名 | 令和8年度 「広報香美」 |
| 規格 | 別紙仕様書のとおり |
| 数量 | 別紙仕様書のとおり |

（請負代金）

- 第3条 請負代金は、次のとおりとする。

_____ 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円）

（契約保証金）

- 第4条 契約保証金は、免除する。

（納入期限及び納入場所等）

- 第5条 印刷物の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。
- (1) 納入期限 別紙仕様書のとおり
(2) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- 2 受注者は印刷物を納入期限内に納入場所において発注者に納入するものとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。

（権利又は義務の譲渡等の禁止）

- 第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（印刷物の引渡しをした後の納入実績等の譲渡に伴う債務引受）

- 第6条の2 前条の規定にかかわらず、受注者は、印刷物の引渡しをした後において、この請負に係る納入実績等を第三者に譲渡する場合は、印刷物の引渡しをした後に第17条、第20条、第20条の2及び第20条の3の規定により効力が生ずる受注者の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。
- 2 受注者は、納入実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該納入実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを発注者に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、印刷物の引渡しをした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(一括下請負の禁止)

第7条 受注者は、印刷の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第9条 受注者は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第2条第2項第5号に規定する暴力団員等をいう。第18条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(納入期限の延長等)

第10条 受注者は、天災その他不可抗力によって納入期限内に印刷物を納入することができないときは、その事由を明示した書面により遅滞なく発注者と協議したうえで、納入期限の延長を請求することができる。

2 受注者は、その責めに帰する事由により納入期限内に印刷物を納入することができないときは、納入期限の猶予についてあらかじめその事由を記載した書面により発注者の承認を受けなければならない。

(検査等)

第11条 受注者は、印刷物を納入しようとするときは、その旨をあらかじめ発注者に通知し、規格、数量等について発注者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格と決定した印刷物は、受注者において発注者の指示する期限内に修補又はこれに代えて新たに印刷して、前項の規定に準じ発注者の再検査を受けなければならない。

3 前項の修補又は再印刷に要する費用は、受注者の負担とする。

(印刷物の引渡し及び所有権移転)

第12条 印刷物の引渡しは、受注者が前条第1項又は第2項の規定による検査に合格したときに行われたものとする。

2 印刷物の所有権は、前項の規定による引渡しをしたときに移転するものとする。

(請負代金の支払)

第13条 受注者は、前条第1項の規定により印刷物の引渡しが行われたときは、発注者に対して当該部分に相当する請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に当該請負代金を受注者に支払わなければならない。

(数量等の変更)

第14条 発注者は、必要がある場合には、受注者から第11条第1項の規定による検査を求める通知を受け取るまでは、印刷物の数量を増減し、又は納入期限を変更することができる。この場合において請負代金を増減する必要があるときは、請負代金の計算の基礎となった単価によって行うものとする。

2 発注者は、前項の場合において受注者が損害を受けたときは、発注者受注者協議して定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(履行遅滞に伴う延滞違約金等)

第 15 条 受注者がその責めに帰する事由により納入期限内に印刷物を納入しなかったときは、受注者は、発注者に対して、当該納入遅滞部分に係る請負代金に対し、第 19 条第 1 項の損害賠償とは別に、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。)の延滞違約金を支払うものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるとき又は延滞違約金の額が 100 円未満の場合は、この限りでない。

2 発注者の責めに帰する事由により、第 13 条第 2 項に規定する請負代金の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領額につき、同条同項に規定する支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(危険負担)

第 16 条 第 12 条第 1 項の規定による引渡し前に生じた印刷物の亡失、き損、変質その他一切の損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

(契約不適合責任)

第 17 条 発注者は、印刷物に契約書又は仕様書等に定める内容に適合しない状態(以下この条において「契約不適合」という。)があるときは、受注者に対して無償による契約不適合の修補又は再印刷その他の方法による履行の追完を請求(以下この条において「追完請求」という。)することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求(以下この条において「代金減額請求」という。)することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、催告をすることなく直ちに代金減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 追完請求又は代金減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、受注者が、仕様書等の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、第 19 条の規定による損害賠償の請求並びに第 18 条、第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 の規定による解除権の行使を妨げない。

6 発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知ったときから 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しするときその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 18 条 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなく契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じたとしても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金の 10 分の 1

(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、受注者が第 4 条の規定による契約保証金を納付しているときは、発注者は、これを違約金に充当することができる。

(暴力団排除措置による解除)

第 18 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じたとしても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団(香美市暴力団排除条例(平成 21 年香美市条例第 51 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))
 - (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (8) 役員等が、市との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 第 9 条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

(談合等の不正行為があつた場合の解除)

第 18 条の 3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 受注者(法人の場合にあつては、その役員及びその使用人もこれに含む。)について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90

条若しくは第 95 条(独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。)の規定による刑が確定したとき。

- (4) 納付命令又は排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下この号及び次号において「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第 20 条第 1 項第 1 号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。)
- 2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(損害賠償等)

第 19 条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないため発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

- 2 発注者は、第 18 条第 1 項又は第 18 条の 2 第 1 項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第 18 条第 2 項に定める(第 18 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)違約金の額を超える損害がある場合は、受注者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前 2 項の場合において、受注者が第 4 条の規定による契約保証金を納付しているときは、発注者は、これを損害金に充当することができる。
- 4 発注者は、この契約に関して受注者から徴収することができる金銭があるときは、受注者に支払うべき請負代金と相殺することができる。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第 20 条 受注者は、第 18 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、請負代金の 10 分の 1 に相当する額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を、特別の定めがある場合を除き、発注者が納入の通知(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条に規定する納入の通知をいう。次条第 1 項において同じ。)を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日又は 12 月 31 日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第 1 項において同じ。)までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第 18 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合
 - (2) 第 18 条の 3 第 1 項第 3 号に該当する場合であって、刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対してその超過した損害金にこの契約における請負代金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年 3 パーセントの割合で計算した額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨て

た額)の遅延利息を付した額を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、受注者が第4条の規定による契約保証金を納付しているときは、発注者は、これを賠償金等に充当することができる。
- 4 前3項の規定は、印刷物の引渡しをした後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

- 第20条の2 受注者は、第18条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、発注者が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。
- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、請負代金の10分の2に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。)とする。ただし、受注者がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額(以下この項において「課徴金の減額」という。)を受けた事業者(公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。)である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金額から減額した額とする。
 - 3 前2項の規定は、印刷物の引渡しをした後においても適用する。

(受注者の文書提出義務)

- 第20条の3 受注者(受注者が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含む。)は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この契約書の規定により発注者から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、印刷物の引渡しをした後においても適用する。
 - 3 前2項の規定は、印刷物の引渡しをした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(違約金等の徴収)

- 第21条 受注者がこの契約に基づく違約金、賠償金、延滞違約金、損害金又は違約罰としての違約金(以下この項において「違約金等」という。)を発注者の指定する期間(第20条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第20条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。)内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した違約金等を発注者に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。)の遅延利息を発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者が受注者に支払うべき請負代金があるときは、発注者は、当該請負代金と、未払いとなっている違約金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

- 第22条 第15条、第20条第2項及び前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(秘密の保持)

- 第23条 受注者は、この契約の履行の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(契約の費用)

第24条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関する疑義及びこの契約書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 高知県香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号

香美市長 依光 晃一郎 印

受注者

印